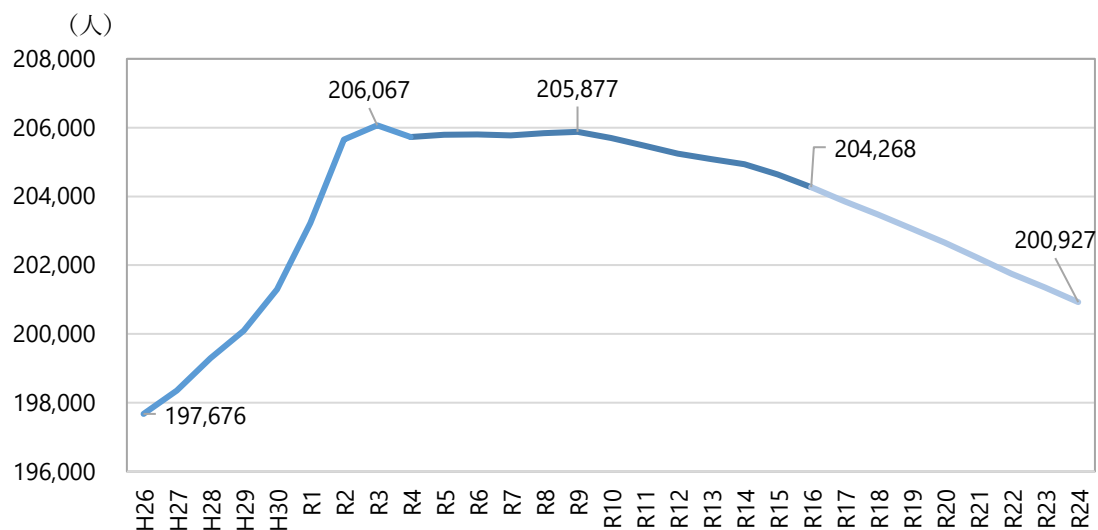


## 統計データの更新

## 1. 人口

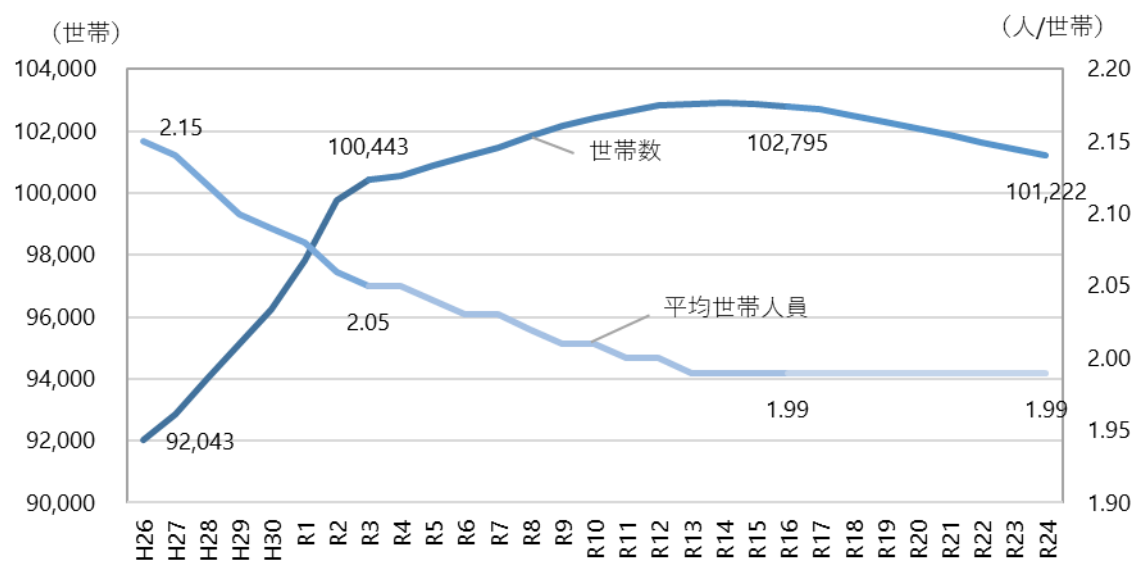
## ■人口の推移と将来人口推計

- ・本市の人口は、令和5年7月1日現在で206,252人である。
- ・人口も世帯数も現状維持傾向であるが、令和9年から徐々に減少すると予想されている。



資料：西東京市人口推計調査報告書令和4年11月、住民基本台帳

## ■世帯数・平均世帯人員の推計

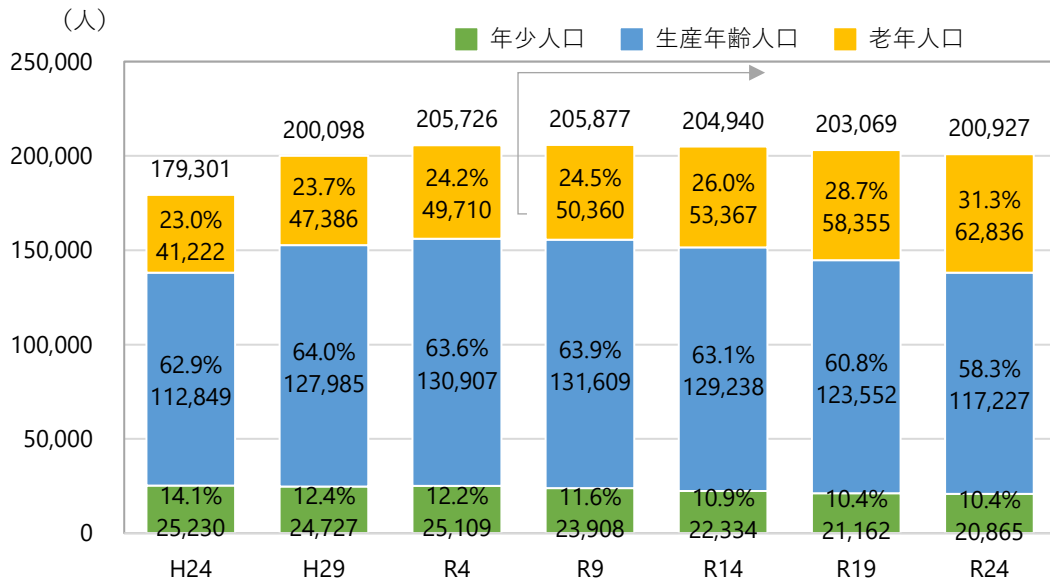


資料：西東京市人口推計調査報告書令和4年11月、住民基本台帳

## 2. 年齢階層別人口

### ■年齢3区分人口の推計

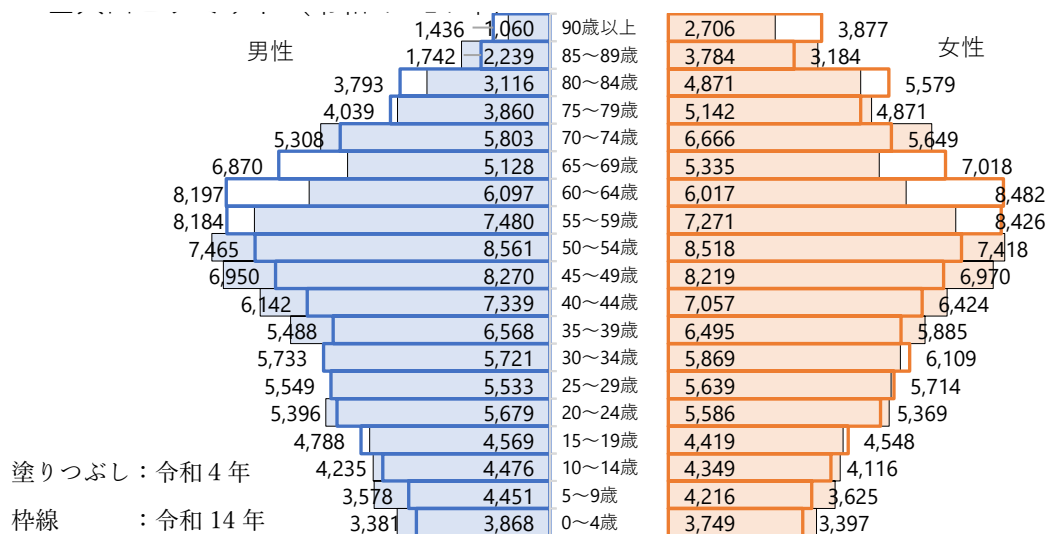
- ・少子・高齢化が一層進行し、老年人口(65歳以上)の割合は、令和4年の49,710人(24.2%)から、令和24年には62,836人(31.3%)に上昇すると予想されている。
- ・年少人口は、令和4年以降、一貫して減少し、令和24年には20,865人と、令和4年に比べ16.9%減少すると予想されている。



資料：西東京市人口推計調査報告書令和4年11月、住民基本台帳

### ■人口ピラミッド

- ・人口の年齢分布は、現状45~54歳が最も人数が多いが、10年間で55~64歳がボリュームゾーンになっていく。

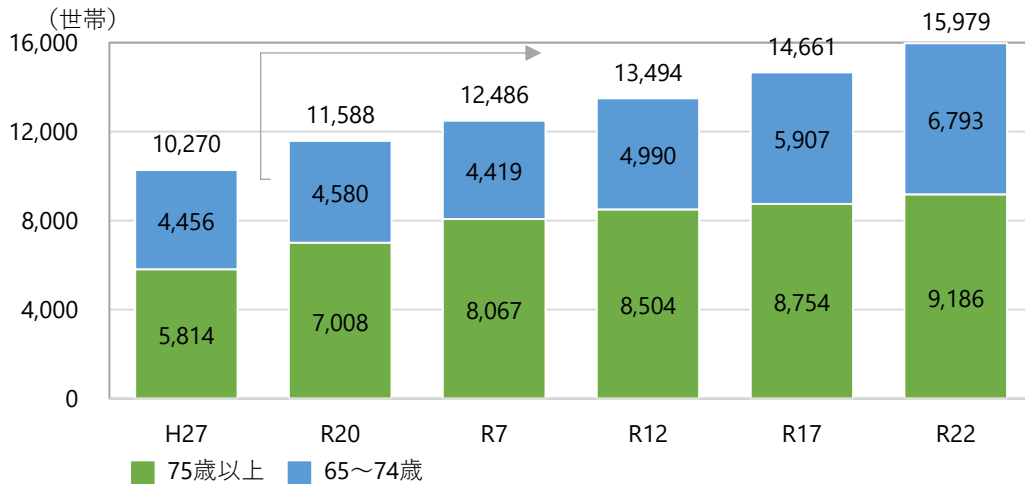


資料：西東京市人口推計調査報告書令和4年11月、住民基本台帳

### 3. 高齢者世帯

#### ■65歳以上の単身世帯の推計

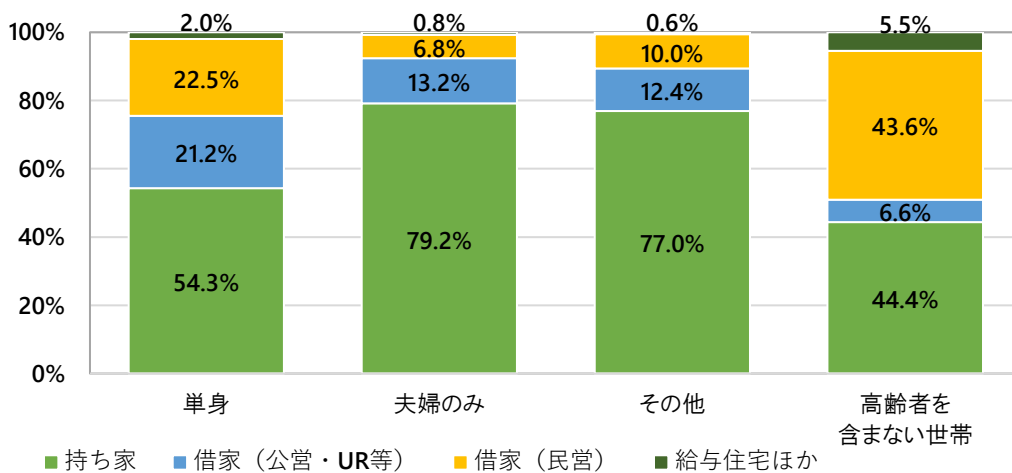
- ・65歳以上の高齢単身者が増加し、特に75歳以上の後期高齢者の単身世帯が増加することが予想される。



資料：東京都世帯の予測 平成31年3月

#### ■高齢者の住まい

- ・65歳以上の世帯員のいる世帯では、持ち家は約7割、借家は約3割と、その他の世帯（持ち家約4割強）に比べて持ち家の比率が高い。
- ・借家に居住する65歳以上の世帯員のいる世帯では、民営借家よりも公営住宅やUR・JKKの比率が高い。
- ・65歳以上の単身世帯では持家が約5割、どちらかが65歳以上夫婦のみ世帯では持ち家が約8割となっている。

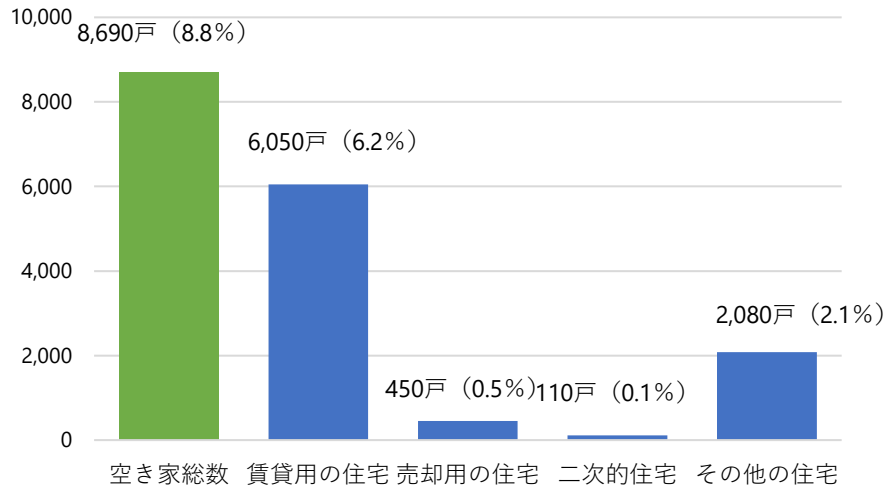


資料：令和2年国勢調査

#### 4. 空き家の状況

##### ■空き家<sup>※1</sup>の種別

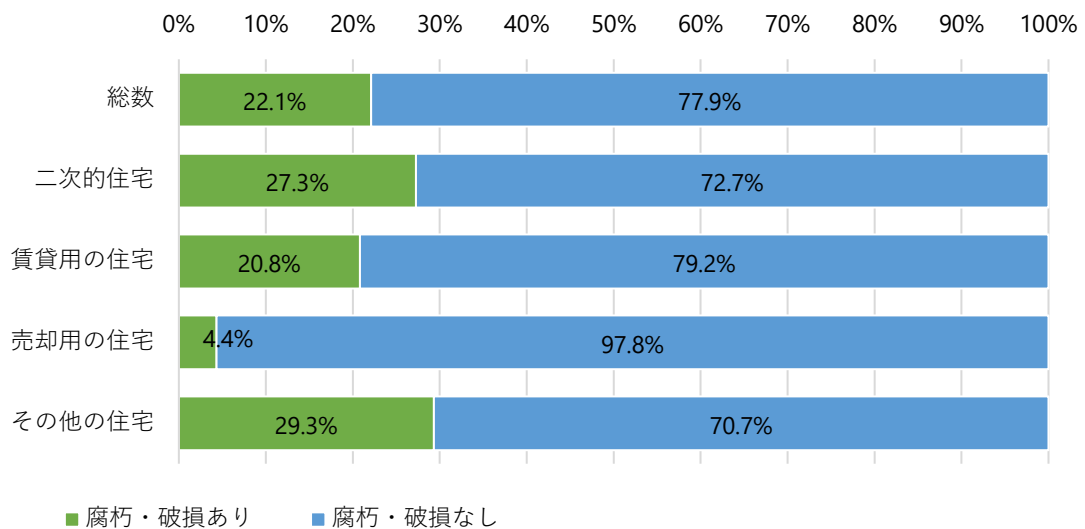
・空き家は8,690戸（8.8%）。うち、その他空き家は2,080戸（2.1%）。



資料：平成30年住宅・土地統計調査

##### ■空き家の種類別腐朽・破損の状況

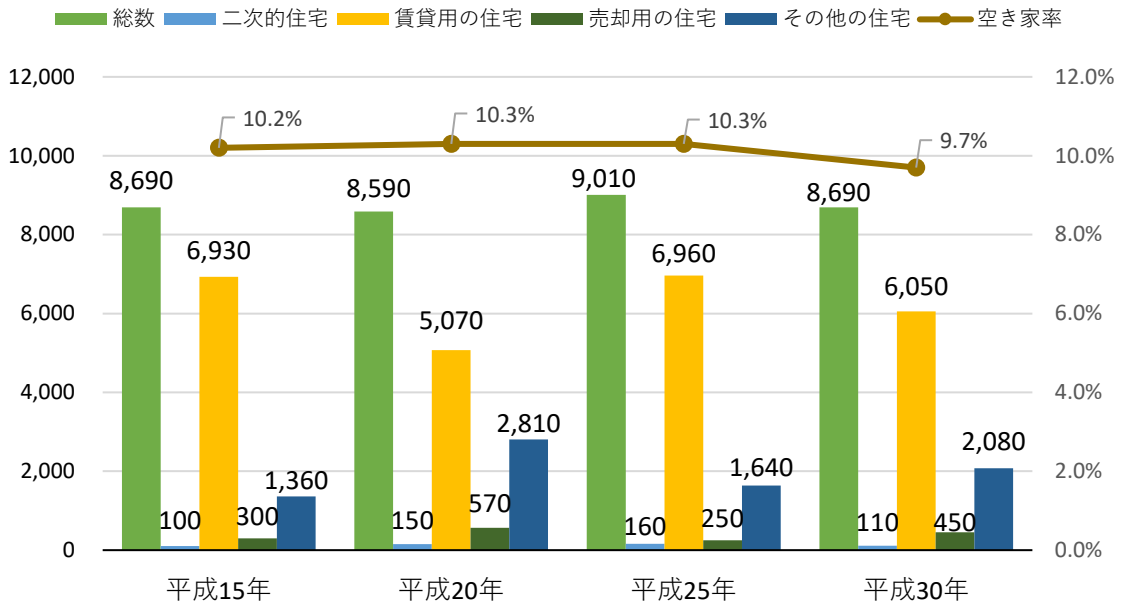
・空き家等の約2割に腐朽・破損がある。その他の住宅と二次的住宅では3割程度に腐朽破損がある。



資料：平成30年住宅・土地統計調査

## ■空き家数・空き家率

・本市の空き家の総数は増加傾向にあり、平成30年は8,690戸で、住宅総数89,320戸に占める空き家の割合は9.7%となっている。



資料：平成30年住宅・土地統計調査

※1 「空き家」の表記は、総務省が実施している「住宅・土地統計調査」での表記名で、以下の住宅をいう。

### ◆二次的住宅：

別荘：週末や休暇時は避暑・避寒・保養などの目的で使用されている住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅

その他：ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなった時に寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅

### ◆賃貸用の住宅：新築・中古を問わず、賃貸のために空き家となっている住宅

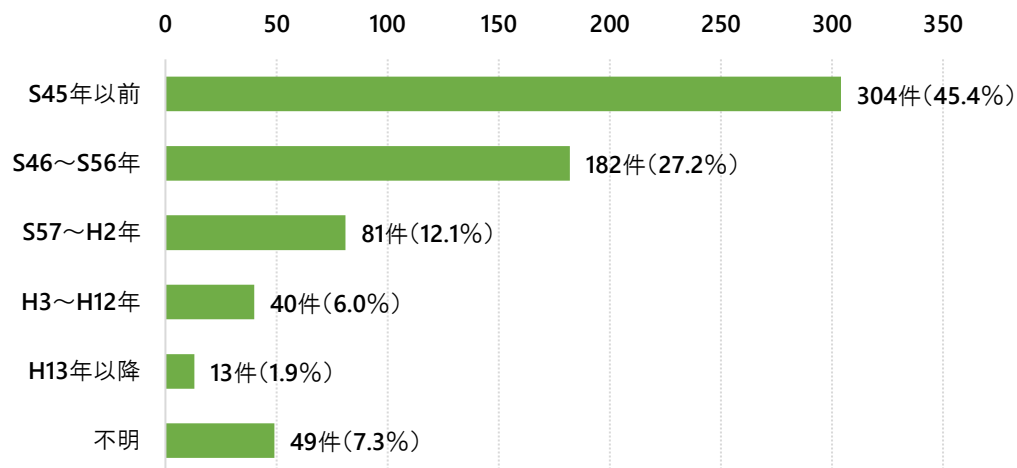
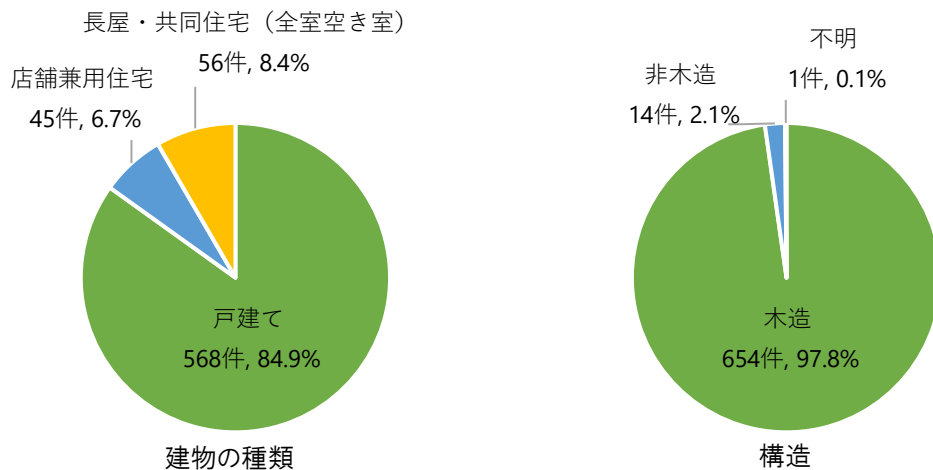
### ◆売却用の住宅：新築・中古を問わず、売却のために空き家となっている住宅

◆その他の住宅：上記以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのために居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替え等のために取り壊すことになっている住宅等（注：空き家の区分の判断が困難な住宅を含む。）

なお、「住宅・土地統計調査」では、長屋・共同住宅の一戸の空室も空き家とカウントしている。

## ■平成 29 年度空き家実態調査の結果にみる空き家の現状

- ・平成 29 年度空き家実態調査では、空き家等<sup>※2</sup>と想定された住宅は 669 件、うち戸建て住宅が 568 件（84.9%）。昭和 56 年以前に建てられたものが 486 件（72.6%）となっている。



資料：西東京市平成 29 年度空き家実態調査

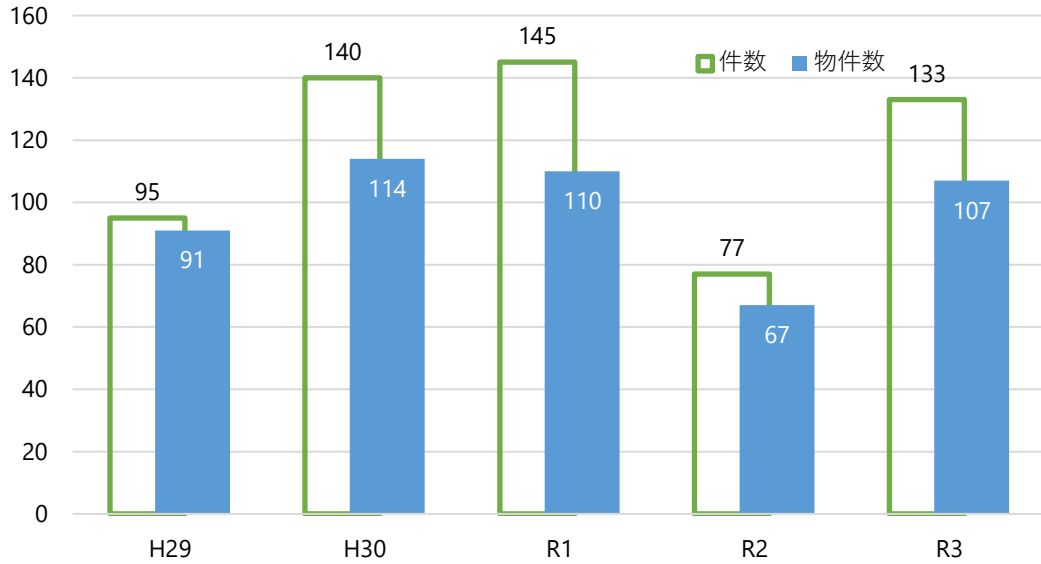
## ■令和 5 年度現在で空き家等と想定する住宅の件数

- ・平成 29 年度空き家実態調査において、669 件と把握した空き家等と想定する住宅の件数は、令和 5 年 7 月末日時点で **875 件**となっている。

※2 「空き家等」表記は、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く（空家法第 2 条第 1 項）。

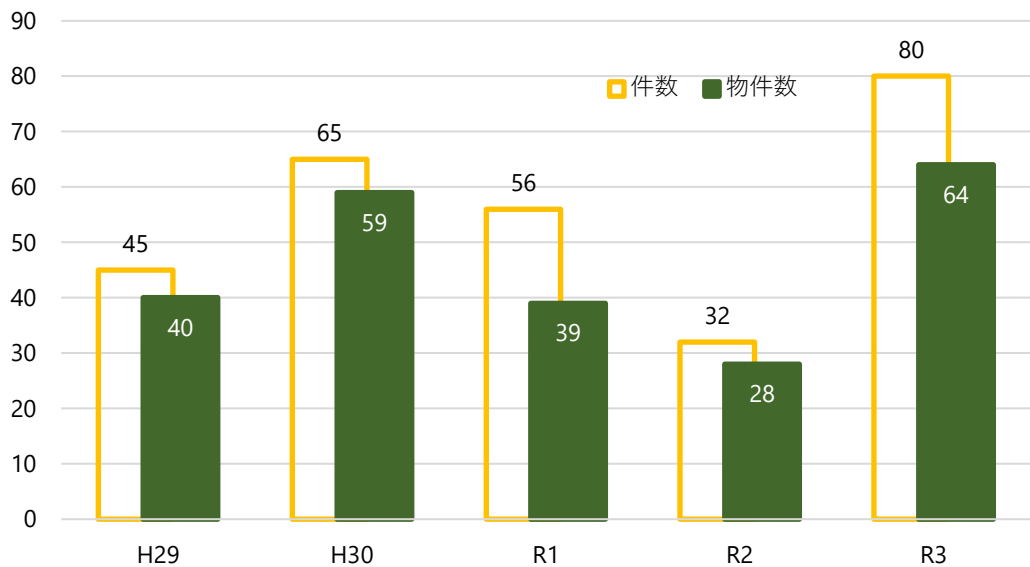
### ■空き家対策事業の苦情・相談の状況

- ・空き家等の苦情相談件数は、平成30年に140件を超え、令和2年にやや減少したものの、令和3年には、133件に上昇している。



資料：西東京市事務報告書

### ■空き家対策事業の文書指導状況



資料：西東京市事務報告書